別記

第１号様式（第７条）

　　令和〇年〇月〇日

幼稚園などの施設ではなく、学校法人、社会福祉法人などの設置者を記載してください。

※押印省略可

千葉県知事　　　　　　　様

所　在　地　千葉県千葉市中央区市場町１－１

名　　　　称　社会福祉法人千葉県庁会

代表者職・氏名　理事長　〇〇　〇〇

千葉県自然環境保育認証申請書（令和７年１月２１日版記載例）

このことについて、千葉県自然環境保育認証制度実施要綱第７条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　自然環境保育を行う団体等（施設を有している場合）

（１）施設の所在地

　　　千葉県千葉市中央区市場町１－１

幼稚園、認可保育所、認定こども園などの類型を記載してください。

（２）施設の類型及び名称

認可保育所　千葉県庁保育所

（３）施設の管理者の職・氏名

　　　園長　〇〇　〇〇

（４）自然環境保育の実施責任者の職・氏名

　　　主任保育士　〇〇　〇〇

「施設の管理者」と同じ方でも差し支えありません。

２　認証区分

　　重点型

申請時点において、継続的に自然環境保育を実施していることが必要です。

３　自然環境保育を開始した時期

　　令和〇年〇月〇日

この資料は提出が必須となります。

団体等によって必要な資料が異なりますので、第２号様式別紙の「実施計画書添付書類一覧」を御確認ください。

４　添付書類

（１）実施計画書（第２号様式）

（２）その他参考となる資料(これまでに自然環境保育を実施してきたことが分かる活動記録など)

所属名：　認可保育所　千葉県庁保育所

担当者名：〇〇　〇〇

連絡先

　電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

　メールアドレス：〇〇〇.jp

別紙（第１号様式）

千葉県自然環境保育認証制度申請要件確認書

申請者と同一の記載をしてください。

代表者印を押印してください。

※公立施設の場合は、押印省略可

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請要件 | | |
| １ | 団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあってはその役員等（児童福祉法第３４条の１５第３項第４号ニにある「役員等」に同じ。）が、児童福祉法第３５条第５項第４号（管理者及び役員等については同号ホを除く。）に該当しないこと及び　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は　暴力団員でなくなった日から申請日時点において５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。  過去に認証を取り消されたことがない場合  ：斜線  過去に認証を取り消されたことがある場合  ：５年を経過しない者に該当しない場合は「はい」に〇 | はい・いいえ |
| ２ | 認証団体等が、第１４条の規定によりその認証を取り消された場合において、その　　取消しの原因となった事実があった日以前の１年間の間に、当該認証された団体等の　　設置者、代表者、管理者又は役員等であった者で、その取消しの日から起算して５年を　経過しない者に該当しないこと。　※認証を取り消されたことがない場合は斜線 | はい・いいえ |
| ３ | 団体等の活動が、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするものとしていないこと及び特定の公職（公職選挙法第３条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者に　なろうと する者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。 | はい・いいえ |
| ４ | 保育者のうち、有資格者（幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者をいう。）に　あっては、申請日以前の３年間に、教育職員免許法第１０条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第１１条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者又は児童福祉法第１８条の１９の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。　　ただし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第２条第３項に規定　する児童生徒性暴力等を行ったことにより幼稚園教諭の免許状が失効した者又は保育士の登録を取り消された者にあっては、再免許を授与又は保育士の再登録をされた者についてはこの限りでない。 | はい・いいえ |
| ５ | 暴力団員等が団体等の活動を支配していないこと。 | はい・いいえ |
| ６ | 団体等の代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の 合議体により運営していること。 | はい・いいえ |
| ７ | 団体等において適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の　　前年度及び前々年度の決算関係書類（財務諸表又は収支計算書及び事業報告書）が、　　第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。 | はい・いいえ |
| ８ | 団体等が保育等を開始した日から２年以上経過していること。かつ、申請日以前の　　２年間に連続して６か月以上の休業期間がないこと。  幼児教育・保育の無償化の対象となっている場合  ：斜線  幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合  ：県の確認を受けた場合は「はい」に〇 | はい・いいえ |
| ９ | 団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合、「多様な事業者の参入　促進・能力活用事業の実施について」（令和６年４月２５日付けこ成保第２６１号こども家庭庁成育局長、６文科初第２９８号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱４（３）地域に　おける小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る実施要件のうち、①対象幼児及び②対象施設等の要件を満たしていることを県が確認していること。　※団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっている場合は斜線 | はい・いいえ |

上記のとおり、相違ありません。

令和〇年〇月〇日　　　　　　所在地

千葉県千葉市中央区市場町１－１

名称、代表者職・氏名

社会福祉法人千葉県庁会

理事長　〇〇　〇〇　　印